

## 顧問挨拶



特許技監 櫻井 孝

特許技監の櫻井でございます。特許庁技術懇話会の顧問といたしまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ご来賓の皆様、ご多忙のおりにもかかわらず多くの方々にご参集たまわり、まことにありがとうございます。特許庁に働く技術系職員の応援団として、これからもなにとぞよろしくご支援のほどお願い申し上げます。

本日は2点ほどお話を申し上げたいと思います。

まずは最近の特許審査の状況でございますが、特許審査官の皆さんの努力、それから関係団体の皆様、ユーザーの

皆様のご協力により、特許審査部の抱えております滞貨は着実に減少してきております。

5年ほど前のピーク時で91万件ございました未着手の滞貨の件数は、今年度のスタート時点では41万件ございました。それが、今年度の上半期を終えたところで34万件台まで減少してまいりました。今年度1年間の審査着手件数の目標値は35万件強でございますから、なんと滞貨の件数が1年間の審査着手件数を下回ったこととなります。私は30年余を特許庁で過ごして参りましたが、このようなことは今まで一度も経験がございません。審査順番待ちの期間も、上半期末で19月台まで下がってきております。このまま順調に進めば、今年度末には今年度の目標として定められました17月台まで短くできそうに見ております。

知財推進計画に掲げられた「審査順番待ち期間を11月にする」という10年計画の長期目標も、いよいよ来年がその達成目標の年となりました。あくまでもこのまま順調に推移すればという前提ではございますが、特許庁に課せられたその大きな目標はなんとか手が届きそうのところまでできております。

その他方で、企業におけるグローバルな事業展開を背景に、相変わらずPCT出願は増加してきております。さらには審査の質の維持向上というような問題も含め、我々にとって取り組まねばならない政策課題も多々ございます。あと1年、さらに気を引き締めて審査業務に取り組んで行くことが必要だと思っております。

また2つ目といたしまして、制度の見直しという視点では、現在、産業構造審議会知的財産政策部会の下にございます特許制度小委員会並びに意匠制度小委員会において、



それぞれ法律改正に向けた議論が進められて来ております。その詳細な中身につきましてはここでは述べませんが、とりわけ意匠制度に関しましては、もっとユーザーによる利用が伸びて来てしかるべきではないか、特許庁としましてもっとプロモーションをしておかねばならないのではないかとという熱い思いの議論がございます。これにつきましてはいろいろと考えるべき課題があると思うのですが、まずは意匠審査部の体制を強化することが不可欠とみられますことから、来年度の特許庁の組織改編の目玉の一つとして、意匠審査部を現在の審査業務部から切り離し、特許審査部の近くに持ってくるという案を査定官庁に対して提示しているところでございます。

これまでも特許審査官と意匠審査官とは、同じ特許庁に働く技官同志として、まさにこの特技懇の場、あるいは各入庁年次の同期会などを通じて一緒に活動してきたという経緯もございます。これからは職場の組織としても近いところで連携しつつ、それぞれの制度をさらに発展させていくために協力し合えたらと願うものでございます。そうい



う意味では、特許審査官と意匠審査官がともに集う場として長い歴史を持ちますこの特技懇の役割にも、大きな期待を寄せるものでございます。

取り組んで行くべき課題は多いですが、特許も意匠も、現役の会員一丸となって知財立国の実現に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

最後になりましたが、ご参集たまわりました皆様のご健康とご発展を祈念いたしまして、私のご挨拶とさせていただきます。

